

1. 少額教育資金支出の明細一覧

教育資金支出のうち、租税特別措置法第70条の2の2第7項に規定する、その金額が少額の支出であるものは以下のとおりです。

支払年月日	支払金額	摘要(支払内容)	支払区分 (いずれかに○)	支払先氏名又は名称	支払先住所または所在地(※)
令和 年 月 日			学校等/学校等以外		
令和 年 月 日			学校等/学校等以外		
令和 年 月 日			学校等/学校等以外		
令和 年 月 日			学校等/学校等以外		
令和 年 月 日			学校等/学校等以外		
令和 年 月 日			学校等/学校等以外		
令和 年 月 日			学校等/学校等以外		
令和 年 月 日			学校等/学校等以外		
令和 年 月 日			学校等/学校等以外		
令和 年 月 日			学校等/学校等以外		
学校等への支払金額合計(①)	円	学校等以外への支払金額合計(②)	円	支払金額総合計 (①+②)	円

(※1)支払先が学校等の場合は、「支払先住所又は所在地」の記載は省略することができます。

(※2)本書は、領収書等に記載された支払金額が1万円(消費税込)以下で、かつ、その年中(1/1~12/31)における合計支払金額が24万円(消費税込)以下のものについて、領収書に代えて支払年月日、支払金額等を記載した明細を提出することができます。なお、領収書等の提出期限に準じ、口座開設時に選択した払出方法の期日(暦年管理方式は「支払年月日の属する年の翌年3月15日」)までに、本書を提出してください。

上記のとおり、相違ありません。

受贈者		取引店名	支店
受贈者の代理人		口座番号	

裏面もご記入ください。

2. 今回ご提出いただく「1」の「少額教育資金支出支払明細書」チェック表(該当する回答を○で囲んでください)

チェック項目		回答欄	
(1)	「1」の記載内容にお間違いはないですか。	はい	いいえ
(2)	「1」の記載内容は全てご本人の「教育資金」(注1)として「学校等」または「学校等以外の者」(注2)に直接支払ったご資金ですか。 (注1) 租税特別措置法第70条の2の2 関係法令で定める教育資金 (注2) 租税特別措置法第70条の2の2 関係法令で定める学校等または学校等以外の者	はい	いいえ
(3)	受贈者さまが23歳以上の場合、23歳の誕生日以後に学校等以外に支払われるもののうち、塾や習い事等の費用は除外されていますか(ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除く)。	はい (該当なし)	いいえ
(4)	「領収書」に基づいて正しく記入されていますか(「請求書」は混入していませんか)。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書等」の対象外になりますのでご注意ください。	はい	いいえ
(5)	「支払年月日」は、払い戻した年の領収日となっていますか。 (注) 払い戻した年の領収日のない「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象外となります。また、教育資金贈与非課税措置を受けるための口座に最初の預入日より前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。	はい	いいえ
(6)	「少額教育資金支出支払明細書」のご提出が、支払年月日の属する年の翌年3月15日を過ぎていませんか。 (注) 支払年月日の翌年3月15日を過ぎてご提出いただいた「少額教育資金支出支払明細書」は、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。	はい	いいえ

【ご注意ください】

教育資金管理契約に係る預金口座からの年内の払出分について、教育費としての支払を年明け後に行った場合、当該支払に係る「領収書等」の金額は実際の支払日を含む年(年明け後の年)の「教育資金支出額」とされることにご留意ください。

《教育資金について》

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の制度概要と非課税となる教育資金の範囲や学校等の範囲については、文部科学省のホームページに「Q&A」とあわせ掲載されていますのでご参照ください。

【文部科学省ホームページ:「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」】

http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象となる教育資金の範囲や学校等の範囲についてご不明な点がある場合は文部科学省または税理士にご確認ください。

また、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に関し、教育資金の範囲や学校等の範囲以外についてご不明な点がある場合は、税務署または税理士にご確認ください。